

年金共済

(年金共済・適格年金共済)

I. 年金共済の制度内容

- 年金共済のしくみ
- 共済期間
- 契約の種類
- 年金積立金について
- 掛金払込期間中の保障
- 共済金をお支払いできない主な場合
- 年金受取
- 契約者貸付制度

II. 契約について

- 契約できる方
- 契約条件
- 年金・共済金の受取人
- 契約の解約
- 納税義務国確認についてのお願い

III. 共済金等の請求について

- 掛金払込期間中の共済金請求
- 年金受取
- 未払年金の一括受取
- 据置期間中または年金受取期間中の死亡
- 支払事由が発生したら
共済金のお支払いについて

IV. 年金積立金累積額表

1

3

6

10

この「共済のてびき」は、年金共済の制度概要を説明したものです。
ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）
をご覧いただき、制度内容をご確認ください。

I. 年金共済の制度内容

年金共済のしくみ

年金共済は、現職中に払込んでいただく掛金から年金原資を積み立て、これをもとに年金をお受取りいただく共済です。

共済期間

契約日（初回掛金払込日の翌月1日）から死亡または共済金の支払い等による契約消滅の日まで。

契約の種類

契約には「B型」「適格型」「A型」があります。

B型……一般生命保険料控除の対象となる契約です。ボーナス積立・任意積立の一部解約ができます。
死亡見舞金がついています。

適格型……個人年金保険料控除の対象となる契約です。ご契約にあたっては、一定の条件があります。死亡見舞金がついています。

A型……一般生命保険料控除の対象となる契約です。年金原資の積立に加え、60歳未満の死亡・重度障害に対する保障（家族福祉年金）が付いています（新規契約のお取扱いはしていません）。

月払掛金

月払いの契約1口あたりの掛金と契約限度は下表のようになります。

	B型	適格型	A型
契約1口あたりの掛金額（月額）	1,000円	1,000円	1,000円
契 約 口 数	5口以上 (=月額5,000円以上)	5口以上 (=月額5,000円以上)	5口以上 (=月額5,000円以上) (契約年齢別契約限度) 50歳未満→20口 50歳以上→10口
1口あたりの掛金における付加掛金（掛金比例付加掛金）	22円	22円	17円
1口あたりの掛金における家族福祉年金掛金	—	—	187円

*適格型は契約時の年齢、年金積立金の積立状況により、契約口数の制限があります。

*掛金比例付加掛金以外に年金積立金に対する積立金比例付加掛金（年0.15%）があります。

* A型の家族福祉年金掛金は掛け捨てになります。また、60歳誕生月の前月より、家族福祉年金掛金はなくなります。

ボーナス積立・任意積立

金額の単位は10万円以上1万円単位です。年金積立金が受取年金の必要原資をこえない範囲でご利用いただけます。払込掛金の2.2%が掛金比例付加掛金になります。このほかに、積立金比例付加掛金を年金積立金に対して年0.15%いただきます。

ボーナス積立・任意積立の積立金は、年金移行手続時に月払掛金の年金積立金と合算されて年金原資になります。

①ボーナス積立

事前に振替月と振替金額の登録が必要です。年2回まで、夏期は7月か8月、冬期は12月か1月を登録でき、1契約あたり夏期と冬期合わせて20万円が上限となります。いったん登録すると、毎年、登録月の23日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に月払掛金と同時に口座振替します。

②任意積立

振替希望月の前月20日までに「任意積立掛金納入申込書」を提出してください。振替希望月の23日（金

融機関休業日の場合は翌営業日）に月払掛金と同時に口座振替します。1契約あたり年間払込金額100万円が上限となります。

〈付加掛金について〉

付加掛金は事務経費になります。掛金に対する掛け金比例付加掛金（払込掛金の2.2%）と、年金積立金に対する積立金比例付加掛金（年0.15%）があります。

年金積立金について

払込掛金のうち、掛け金比例付加掛金（事務経費）およびA型の場合は家族福祉年金の掛け金を差し引いたものが年金純掛け金です。年金純掛け金を年利率1.1%（予定期率1.25%から積立金比例付加掛け金率0.15%を差し引いた率）で運用したものが年金積立金となります。年金積立金が、年金原資となります。

割戻金

割戻金があった場合は、年金原資に付加されます。割戻金の付加方法は次のとおりです。

掛け金払込期間中・据置期間中…年金積立金に付加されます。

年金受取期間中…増加年金として年金に付加して支払います。

掛け金払込期間中の保障

掛け金払込期間中には次のような保障があります。

(1) B型・適格型…死亡見舞金

支払事由

掛け金払込期間中における被共済者（契約者）の死亡。

共済金額

B型の死亡見舞金額…契約口数1口につき2,000円

※上記金額に加え、年金積立金をお支払いします。

適格型の死亡見舞金額…契約口数1口につき2,000円および年金積立金

(2) A型…家族福祉年金

支払事由

遺族福祉年金…掛け金払込期間中における被共済者（契約者）の60歳未満の死亡。

障害福祉年金…掛け金払込期間中における被共済者（契約者）の60歳未満の重度障害。

※重度障害についての詳細は所属事業所または本部にお問い合わせください。

※障害福祉年金の受取人が死亡された場合、重ねて遺族福祉年金をお支払いいたしません。

共済金額

契約口数1口につき月額5,000円（年額6万円）。2年目以降、年5%複利通増。

保障期間

掛け金払込期間中の60歳誕生日の前日まで。

受取期間

10年間

※未払年金の現価を一括して受取ることもできます。

※家族福祉年金受取期間中に受取人が死亡した場合は、死亡共済金受取人に残余期間分の未払年金の現価を一括してお支払いし、契約は消滅します。

（注）(1)(2)の保障を受けられた場合の年金積立金の取扱いについては6～7頁をご参照ください。

共済金をお支払いできない主な場合

死亡見舞金（B型・適格型）・遺族福祉年金（A型）

- (1) 掛け金払込中断期間中に被共済者（契約者）が死亡した場合。
- (2) 被共済者（契約者）の犯罪行為により死亡したとき。
- (3) 死亡共済金受取人が故意に被共済者（契約者）を死亡させたとき。
- (4) すでに障害福祉年金を支払っている場合（遺族福祉年金のみ）。
- (5) 家族福祉年金の契約を認める健康状態ではなかった場合（遺族福祉年金のみ）。
- (6) 質問事項に対する回答が事実と相違し、契約が解除された場合（遺族福祉年金のみ）。など

障害福祉年金（A型）

- (1) 家族福祉年金の契約を認める健康状態ではなかった場合。
- (2) 質問事項に対する回答が事実と相違し、契約が解除された場合。
- (3) 掛金払込中断期間中に被共済者が重度障害に該当した場合。
- (4) 被共済者（契約者）の故意により重度障害になったとき。
- (5) 被共済者（契約者）の犯罪行為により重度障害になったとき。 など

年金受取

年金移行手続時に、年金の受取期間、受取タイプ（給付型）、基本年金額を選択いただきます。ただし適格型は年金積立金より小さい必要原資の年金を選択することはできません。

年金受取期間

受取期間の種類には「確定年金」と「終身年金」があります。

確定年金…年金を受取る期間があらかじめ確定している年金です。受取期間は5年（A型・B型で定期型を選択した場合のみ）、10年、15年、20年のいずれかとなります。

終身年金…年金受取開始後15年間は被共済者（契約者）の生死に関わらず年金受取を保証。16年目以降は被共済者（契約者）が生存している限り生涯年金をお受取りいただきます。

年金開始年齢

年金の受取期間によって異なります。詳しくは7～8頁をご参照ください。

年金の受取タイプ（給付型）

受取タイプには「定額型」「前厚型」「遞増型」があります。

定額型…毎年の年金額が一定の年金です。

前厚型…当初5年間の年金額が一定で、6年目からその2分の1になる年金です。

遞増型…当初5年間の年金額が一定で、6年目以降毎年、前年の年金額に対して5%ずつ増加する年金です。

基本年金額

基本年金額とは初年度の年金額をいいます。基本年金額は月額1万円～6万円（年額12万円～72万円）の範囲で設定できます。

年金のお支払いについて

年金移行手続を完了した日の翌月1日（据置期間を置いている場合は、据置期間終了月の翌月1日）を年金開始日とし、年金は、年4回、3ヶ月ごとに支払います。

支払月は2月（11、12、1月分）、5月（2、3、4月分）、8月（5、6、7月分）、11月（8、9、10月分）となります。

登録口座へ支払月の22日に送金します（金融機関休業日の場合は前営業日）。

※終身年金受取者は保証期間終了後（16年目以降）毎年、「身上報告書」（生存確認票と住民票）の提出が必要になります。

契約者貸付制度

年金共済契約者に対して、一時的経済的困難の救済および生活費補足を目的として「貸付」を行います。

貸付対象者

掛金払込者…1年以上継続して年金共済を契約している方。

据置期間者…最少1ヶ月の据置期間経過後の状況にある方。

年金受取者…年金受取資格者。

※詳しくは教職員共済本部にお問い合わせください。

II. 契約について**契約できる方**

- ① 教職員共済組合員
- ② 教職員共済組合員の配偶者（内縁関係にある方を含みます。ただし、組合員または内縁関係にある

方に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです)

※配偶者が契約される場合、配偶者自身が契約者となり、配偶者名義の口座より掛金を振替させていただきます。口座未登録の場合は併せて登録手続きが必要となります。

※契約者=被共済者となります。したがって組合員本人が契約者となり、配偶者を被共済者とすること（あるいはその反対）はできません。

※契約申込時、契約者の本人特定事項（名前、住所、生年月日等）について確認するため、所定の本人確認書類を提出していただきます。

契約条件

(1) 契約年齢

B型…契約日現在の年齢が70歳未満（契約後5年以上の掛金払込期間が必要です）

適格型…契約日現在の年齢が65歳未満（契約後10年以上の掛金払込期間が必要です）

A型…契約日現在の年齢が60歳未満（新規契約のお取扱いはしていません）

(2) A型増口申込時等の健康条件

A型契約は、掛金払込期間中の増口申込みおよび1年以上の中止終了時（掛金払込みの再開を申込む日）に次の被共済者の健康に関する質問事項に該当する場合は契約をお引き受けできません。

- 病気やケガのため、申込日に入院、病気休暇または安静加療をしている（病気休暇または安静加療を要すると診断されている場合も含みます）。
- 病気やケガのため、申込日を含め過去1年以内に連続して14日以上の入院、病気休暇または安静加療をしたことがある（申込日を含め過去1年以内に病気休暇または安静加療を要すると診断されている場合も含みます）。
- 病気やケガのため、申込日を含め過去1年以内に開頭、開腹または開胸の手術（内視鏡・カテーテルによるものおよび帝王切開を含み、虫垂切除術を除きます）、移植（骨髄移植を含みます）を受けたことがある。
- つぎの病気によって、申込日を含め過去1年以内に医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。
悪性新生物、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ症候群、腎不全、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心疾患、心筋症、心不全、不整脈、大動脈解離、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、脳動脈硬化症、水頭症、統合失調症、うつ病、神経症性障害、自律神経失調症、アルコール依存症、薬物依存症
- 申込日現在、医師より「下記の疾病」で診察・検査・治療・投薬を要すると診断されている、または「下記の疾病」により医師の診察・検査・治療・投薬を受けている。
「下記の疾病」とは、次に掲げるものをいいます。
 - つぎの新生物
腫瘍、ポリープ、筋腫、のう腫、腺腫、ガン（「ガン」とは悪性新生物および上皮内ガンを指します）、肉腫、リンパ腫、白血病、骨髄腫
 - つぎの血液、代謝および内分泌疾患
貧血、多血症、骨髄線維症、紫斑病、血友病、糖尿病、甲状腺障害、甲状腺中毒症、甲状腺炎、痛風、高尿酸血症、脂質異常症・高脂血症、骨髄異形成症候群
 - つぎの循環器の疾患
狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、心内膜炎、先天性心疾患、心筋症、心不全、不整脈、心膜炎、心筋炎、心筋虚血、ペースメーカー装着
 - つぎの血圧の異常および血管の疾患
高血圧、低血圧（本態性以外）、動脈硬化症、動脈瘤、血栓症、静脈瘤、大動脈炎症候群
 - つぎの脳、脊髄、神経および精神の疾患
脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、脳動脈瘤、もやもや病、一過性脳虚血発作、脳動脈硬化症、水頭症、髄膜炎、脳性まひ、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、てんかん、統合失調症、躁うつ病、うつ病、気分変調症、神経症性障害、自律神経失調症、アルコール依存症、薬物依存症、多発性硬化症、脊髄小脳変性症、プリオント病、ハンチントン舞蹈病

- ⑥ つぎの食道、胃、腸の疾患
食道かいよう、胃かいよう、十二指腸かいよう、かいよう性大腸炎、クローン病、腸へいそく、腹膜炎、そけいヘルニア、胃・食道静脈瘤
- ⑦ つぎの肝臓、胆道、脾臓の疾患
肝炎（ウイルスキャリアを含む）、肝硬変、脂肪肝、肝線維症、胆石症、胆のう炎、胆管炎、すい炎
- ⑧ つぎの泌尿器の疾患
腎炎、ネフローゼ症候群、巣状糸球体硬化症、腎不全、水腎症、尿路結石、腎結石、尿管結石
- ⑨ つぎの呼吸器の疾患
喘息、肺炎、肺結核、肺気腫、慢性気管支炎、肺線維症、睡眠時無呼吸症候群
- ⑩ その他の疾患
膠原病、リウマチ、骨粗しょう症、骨軟化症、後縦靭帯骨化症、免疫不全症候群、HIV 抗体検査陽性、肺外結核、卵巣機能不全症、子宮内膜症

別表

健康状態質問表でいう悪性新生物とは次のものをいいます。

- 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物
- 消化器の悪性新生物
- 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物
- 骨および関節軟骨の悪性新生物
- 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物
- 中皮および軟部組織の悪性新生物
- 乳房の悪性新生物
- 女性性器の悪性新生物
- 男性性器の悪性新生物
- 尿路の悪性新生物
- 眼、脳および中枢神経系の他の部位の悪性新生物
- 甲状腺および他の内分泌腺の悪性新生物
- 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
- リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
- 独立した（原発性）多部位の悪性新生物

(3) 適格型の契約条件

契約日現在の年齢が 65 歳未満の方で次の条件を満たす方です。

- ① 掛金の払込期間は年金開始時まで 10 年以上であること。
- ② 年金の開始年齢が満 60 歳以上であること、かつ、基本年金が確定年金の場合は、受取期間が 10 年以上であること。

〈留意点〉

- ① 積立期間中は掛金を継続して払込んでください（中断することはできません）。
- ② 契約時の年齢・積立状況により契約できる金額に制限があります。
- ③ 適格型は年金積立金の全額を年金原資に充当することになっていますので、ボーナス積立・任意積立のみの解約はできません。
- ④ 実際の退職年齢に関わらず、年金開始年齢は 60 歳以上となります。

年金・共済金の受取人

1. 共済金受取人

基本年金と障害福祉年金(A型)の受取人を共済金受取人といいます。共済金受取人は契約者になります。

2. 死亡共済金受取人

契約者が死亡した場合に支払われる年金・死亡共済金の受取人を死亡共済金受取人といいます。

死亡共済金受取人の順位は次のとおりとなります。受取人をあらかじめ指定する場合は、契約申込書にご記入ください。

同順位で死亡共済金受取人が 2 人以上いるときには、代表者 1 人を定めなければなりません。その場合、代表者は他の死亡共済金受取人を代表するものとします。その他詳しくは所属事業所または本部にお問い合わせください。

なお、契約者の遺言による死亡共済金受取人の変更はできません。死亡共済金受取人を変更する場合は、必ず教職員共済にご連絡ください。

B型・A型

- ① 契約者があらかじめ指定した者
- ② 契約者の配偶者
- ③ 契約者の子
- ④ 契約者の孫
- ⑤ 契約者の父母
- ⑥ 契約者の祖父母
- ⑦ 契約者の兄弟姉妹
- ⑧ 契約者のおい・めい

適格型

- ①契約者があらかじめ指定した者（契約者の親族に限ります） ②契約者の配偶者（ただし、内縁関係を除きます） ③契約者の子 ④契約者の孫 ⑤契約者の父母 ⑥契約者の祖父母 ⑦契約者の兄弟姉妹 ⑧契約者のおい・めい

契約の解約

契約者は、年金開始日の前日までの間であれば、将来に向かって契約を解約することができます。また、B型・A型でボーナス積立・任意積立がある方は、ボーナス積立・任意積立だけを解約することもできます。解約時には解約返戻金（年金積立金）をお支払いします。解約の申し出は所定の書類で行い、解約の申し出を行う日を記載してください。解約の効力は所定の書類を受け付けた日の翌月1日から生じ、契約は消滅します。

(1) 契約全体の解約

所定の書類でお手続きいただけます。ご希望の場合は所属事業所または本部へご連絡ください。

(2) ボーナス積立・任意積立だけの解約

B型・A型のボーナス積立・任意積立は、「加入者証」ごとに部分解約することができます。所定の書類でお手続きいただけます。ご希望の場合は所属事業所または本部へご連絡ください（適格型はボーナス積立・任意積立のみの解約はできません）。

(3) 解約返戻金

契約後一定の期間を経ずに解約された場合は、解約返戻金が払込掛金額を下回ります。

納税義務国（居住地国）確認についてのお願い

次のいずれかに該当した場合、納税義務国（居住地国）の確認をさせていただきます。

- ・契約時
- ・海外渡航するとき
- ・共済金を請求するとき
- ・契約者が死亡し、配偶者が契約を継承するとき

ご契約後に海外に渡航し、旅行以外で長期滞在する場合は、必ず教職員共済本部（0120-371165）までご連絡ください。

III. 共済金等の請求について**掛金払込期間中の共済金請求**

B型・適格型の死亡見舞金、A型の家族福祉年金の支払事由が発生した場合は、遅滞なく教職員共済本部（0120-371165）にご連絡ください。共済金請求のお手続きのご案内をし、所定の書類をお送りします。共済金請求の権利を行使できるときから3年を過ぎてもご請求がない場合は、共済金をお支払いできない場合があります。

〈共済金請求に必要な主な書類〉

必要書類	B型・適格型		A型		備考
	死亡見舞金	遺族福祉年金	障害福祉年金		
共済金請求書	○	○	○		教職員共済所定
死亡診断書または死体検案書	○	○			
障害診断書			○		
被共済者の戸籍謄本	○	○			
死亡共済金受取人の印鑑証明書	○	○			

〈年金積立金の取扱い〉

共済金支払事由（死亡または重度障害）が発生した場合、それまでの年金積立金を返戻します。ただし、次のような場合は年金積立金をもとに確定年金を受取ることもできます。

- (1) B型・A型で被共済者（契約者）が満50歳以上で死亡した場合
配偶者が契約を継承して確定年金を受取ることができます。
- (2) 適格型で被共済者（契約者）が10年以上の掛金払込期間を有し、満50歳以上で死亡し、かつ、
死亡時に年金積立金が年金の必要原資を充足していた場合
配偶者が契約を継承して確定年金を受取ることができます。
- (3) 重度障害（A型）の場合
不足原資を一時払することにより、確定年金を受取ることができます。この場合に限り、50歳以下でも年金受取を開始でき、障害福祉年金と確定年金両方を受取れます。

年金受取

月払契約者の基本年金移行手続について

B型・A型

60歳を迎える4ヵ月前頃に年金受取手続に関するご案内をお送りします。掛金の払込みを終了し、年金受取に移行する方は、切取部分のハガキ（手続書類の請求用紙）に必要事項を記入してご返送ください。ハガキのご返送がない場合は引き続き掛金が振替えられ、積立継続となります。

定年前に退職された方または配偶者の方で、ご案内が届く前に年金移行手続を希望する場合は、所属事業所にご連絡ください。

年金開始および年金移行手続ができる年齢の範囲

(1) 確定年金を受取る場合

	組合員（現職者）	組合員（退職者）	配偶者
年金開始年齢の範囲 (受取開始日の年齢)	60歳～75歳	50歳～75歳	
移行手続ができる年齢	60歳～	40歳～	

(2) 終身年金を受取る場合

	組合員（現職者）	組合員（退職者）	配偶者
年金開始年齢の範囲 (受取開始日の年齢)		60歳～65歳	
移行手続ができる年齢	60歳～	50歳～	

※定年前に退職された方または配偶者の方で年金開始年齢に達する前に年金移行手続をされた場合は、年金受取が可能な年齢まで据置期間を置く必要があります。

※年金開始年齢の上限を超えた場合、年金での受取りができなくなりますので、手続きは余裕をもってお取りください。

※B型の場合、年金開始時まで5年以上の掛金払込期間が必要です。

適格型

次のいずれかの時期に掛金払込期間終了のお知らせをお送りします。

- a. 60歳を迎える4ヵ月前頃
⇒満60歳時点で掛金の払込期間が10年以上となる方
- b. ご契約後10年間の掛金払込期間が終了する3ヵ月前頃
⇒満60歳時点で掛金払込期間が10年に満たない方

掛金払込の継続を希望する方は必ず切取部分のハガキの「掛金払込期間を延長する」に○印をしてご返送ください。条件により最長65歳誕生月の前月まで掛金払込期間を延長することができます（年金積立金の状況によっては掛金払込期間を延長できないことがあります）。

掛金払込を終了し、すぐに年金受取に移行する方は、切取部分のハガキの「年金移行手続きをする」に○印をしてご返送ください。

ハガキのご返送がない場合は、自動的に直近の年度末に年金移行手続書類一式をお送りします。

年金開始年齢の範囲

(1) 確定年金を受取る場合

⇒60歳～75歳

(2) 終身年金を受取る場合

⇒60歳～65歳

〈原資明細書兼共済金請求書について〉

年金移行の手続書類をご請求いただいた場合には、毎月20日締切で翌月中旬～下旬に「原資明細書兼共済金請求書」をお送りします。この書類には年金積立金の範囲内で受取れる共済内容および基本年金月額を記載しています。「原資明細書兼共済金請求書」の提出をもって受取年金の最終選択となります。原資明細書作成年月を含め6ヶ月以内に請求手続きを行ってください。

〈年金積立金の過不足があった場合〉

年金積立金が希望する年金の必要原資に満たない場合は、不足分の一時払掛金を払込むことができます。

B型とA型を契約している方は年金積立金より小さい必要原資の年金を選択した場合、超過金をお受取りいただけます（適格型の場合は年金積立金より小さい必要原資の年金を選択することはできません）。

〈据置期間について〉

掛金払込終了後、すぐに年金受取を開始することも、受取開始まで据置期間を置くこともできます。

B型・A型

(1) 確定年金を選択する場合

満75歳までに年金を開始できる期間であれば、最長10年据置期間を置くことができます（1年単位）。

満75歳の方は据置期間を置くことができません。

※定年前に退職された方または配偶者の方で年金開始年齢に達する前に年金移行手続をされた場合は、年金受取が可能な年齢まで据置期間を置く必要があります。

(2) 終身年金を選択する場合

年金移行手続時の年齢が満60歳未満の方は、60歳の誕生日まで据置期間を置く必要があります。満

60歳～満64歳の方は、1年間据置期間を置くことができます。満65歳の方は据置期間を置くことができません。

適格型

(1) 確定年金を選択する場合

満75歳までに年金を開始できる期間であれば、最長10年据置期間を置くことができます（1年単位）。

満75歳の方は据置期間を置くことができません。

(2) 終身年金を選択する場合

年金移行手続時の年齢が満60歳～満64歳の方は、1年間据置期間を置くことができます。

満65歳の方は据置期間を置くことができません。

※適格型は掛金払込終了時の積立金の状況により据置期間を置くことができない場合があります。

未払年金の一括受取

被共済者（契約者）は、年金受取期間中（終身年金は保証期間中）の全期間分または残余期間分の未払年金の現価を一括して受取ることができます。一括受取後は次の取扱いとなります。

確定年金…一括受取をした日に契約は消滅します。

終身年金…保証期間（15年）経過後は被共済者（契約者）が生存している限り年金をお受取りいただけます。保証期間中に被共済者（契約者）が死亡したときは、死亡日に契約は消滅します。

据置期間中または年金受取期間中の死亡

据置期間中または年金受取期間中に被共済者（契約者）が死亡された場合は、遅滞なく教職員共済本部（0120-371165）までご連絡ください。

〈据置期間中に被共済者が死亡した場合〉

据置期間中に被共済者（契約者）が死亡した場合、年金積立金とご契約の取扱いは次のようにになります。

(1) 死亡共済金受取人に、解約返戻金相当額（=年金積立金）を一時金として支払います。

(2) 死亡共済金受取人が配偶者の場合は、据置期間終了の後、年金として受取ることもできます。

〈年金受取期間中（終身年金は保証期間中）に被共済者が死亡した場合〉

(1) 確定年金

① 確定年金の受取期間中に被共済者（契約者）が死亡した場合は、死亡共済金受取人に、確定年金の残余期間分の未払年金の現価を一括してお支払いすることで、契約は消滅します。

② 死亡共済金受取人が被共済者（契約者）の配偶者の場合は、一括受取にかえて残余期間中、基本年金を受取ることもできます。

(2) 終身年金

① 保証期間中に被共済者（契約者）が死亡した場合は、死亡共済金受取人に、保証期間分の未払年金

の現価を一括してお支払いすることで、契約は消滅します。

- ② 死亡共済金受取人が被共済者(契約者)の配偶者の場合は、一括受取にかえて保証期間の残余期間中、基本年金を受取ることもできます。

支払事由が発生したら

死亡に伴う共済金等の支払事由が発生した場合は、遅滞なく教職員共済本部(0120-371165)にご連絡ください(受付時間:平日9時~17時)。共済金請求のお手続きのご案内をし、所定の書類をお送りします。

共済金請求の権利を行使できるときから3年を過ぎてもご請求がない場合は、共済金をお支払いできない場合があります。

共済金のお支払いについて

年金移行手続を完了した日の翌月1日(据置期間を置いている場合は、据置期間終了月の翌月1日)を年金開始日とし、基本年金は、年4回(2月、5月、8月、11月)お支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、その旨を受取人にご通知したうえで、お支払いまでの期間を延長することがあります。

死亡見舞金等は、原則として必要な請求書類が教職員共済に到着した日の翌日から10日以内(土・日・祝日・年末年始を除きます)に共済金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、その旨を受取人にご通知したうえでお支払いまでの期間を延長することがあります。

■法令改正または社会情勢の変化等により、やむをえず共済期間中に支払事由、支払要件、免責事由等、

契約内容を変更する場合があります。

■著しい経済変動など、この契約の締結の際、予見し得ない事情の変更により特に必要と認めた場合には、総代会の議を経て掛金および責任準備金の計算の基礎を変更する場合があります。

N. 年金積立金累積額表

月払積立(例)

目安としてご覧ください

下記の年金積立金は、年金純掛金（払込掛金から掛金比例付加掛金およびA型の場合は家族福祉年金の掛金を差し引いた金額）を、年利率1.1%（予定利率1.25%から積立金比例付加掛金率0.15%を差し引いたもの）で運用しながら積み立てたものです。割戻金があった場合は付加されます。

単位：円

期間 (年)	月 払 掛 金 (B型・適格型) 例									
	10口 (月額 10,000 円)		20口 (月額 20,000 円)		30口 (月額 30,000 円)		40口 (月額 40,000 円)		50口 (月額 50,000 决)	
	払込金額	年金積立金	払込金額	年金積立金	払込金額	年金積立金	払込金額	年金積立金	払込金額	年金積立金
1	12万	118,050	24万	236,112	36万	354,167	48万	472,227	60万	590,283
5	60万	603,386	120万	1,206,813	180万	1,810,230	240万	2,413,653	300万	3,017,071
10	120万	1,240,699	240万	2,481,474	360万	3,722,237	480万	4,963,009	600万	6,203,773
15	180万	1,913,845	360万	3,827,805	540万	5,741,743	720万	7,655,698	900万	9,569,640
20	240万	2,624,837	480万	5,249,832	720万	7,874,796	960万	10,499,782	1200万	13,124,753
25	300万	3,375,803	600万	6,751,813	900万	10,127,774	1200万	13,503,771	1500万	16,879,745
30	360万	4,168,989	720万	8,338,236	1080万	12,507,430	1440万	16,676,652	1800万	20,845,854
35	420万	5,006,777	840万	10,013,848	1260万	15,020,874	1680万	20,027,926	2100万	25,034,957
40	480万	5,891,663	960万	11,783,675	1440万	17,675,629	1920万	23,567,619	2400万	29,459,586

※払込金額、年金積立金は、累計額を表示しています。

単位：円

期間 (年)	月 払 掛 金 (A型) 例							
	5口 (月額 5,000 决)		10口 (月額 10,000 决)		15口 (月額 15,000 决)		20口 (月額 20,000 决)	
	払込金額	年金積立金	払込金額	年金積立金	払込金額	年金積立金	払込金額	年金積立金
1	6万	48,038	12万	96,082	18万	144,126	24万	192,171
5	30万	245,535	60万	491,098	90万	736,661	120万	982,227
10	60万	504,867	120万	1,009,805	180万	1,514,740	240万	2,019,681
15	90万	778,787	180万	1,557,677	270万	2,336,565	360万	3,115,456
20	120万	1,068,104	240万	2,136,349	360万	3,204,597	480万	4,272,841
25	150万	1,373,689	300万	2,747,560	450万	4,121,433	600万	5,495,300
30	180万	1,696,452	360万	3,393,130	540万	5,089,812	720万	6,786,490
35	210万	2,037,367	420万	4,075,001	630万	6,112,642	840万	8,150,272
40	240万	2,397,446	480万	4,795,205	720万	7,192,980	960万	9,590,733

※払込金額、年金積立金は、累計額を表示しています。

任意積立・ボーナス積立(例)

目安としてご覧ください

下記の年金積立金は、年金純掛金（払込掛金から掛け金比例付加掛け金を差し引いた金額）を、年利率1.1%（予定期率1.25%から積立金比例付加掛け金率0.15%を差し引いたもの）で運用しながら積み立てたものです。割戻金があった場合は付加されます。

単位：円

任 意 積 立(例)					
期間 (年)	払込金額				
	100,000	300,000	500,000	1,000,000	
1	98,870	296,616	494,362	988,730	
5	103,267	309,837	516,407	1,032,850	
10	109,043	327,195	545,347	1,090,760	
15	115,142	345,527	575,912	1,151,925	
20	121,585	364,892	608,199	1,216,535	
25	128,389	385,344	642,299	1,284,775	
30	135,577	406,949	678,321	1,356,860	
35	143,168	429,766	716,364	1,432,990	
40	151,187	453,868	756,549	1,513,405	

単位：円

ボ 一 ナ ス 積 立(例)		
期間 (年)	夏期と冬期に各10万円の場合	
	払込金額	年金積立金
1	200,000	197,204
5	1,000,000	1,007,825
10	2,000,000	2,071,999
15	3,000,000	3,195,700
20	4,000,000	4,382,273
25	5,000,000	5,635,244
30	6,000,000	6,958,348
35	7,000,000	8,355,524
40	8,000,000	9,830,944

※ボーナス積立の払込金額、年金積立金は、累計額を表示しています。